

指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメント  
重要事項説明書（兼契約書）

高齢者あんしんセンター神田

2025年4月版

## 第1部 重要事項説明書

### 1. 指定介護予防支援および介護予防ケアマネジメントの目的

指定介護予防支援および介護予防ケアマネジメント（以下、「介護予防支援等」という。）は、利用者の心身の状態等に応じた適切な介護予防サービス・支援計画（以下、「ケアプラン」という。）の作成またはケアマネジメントを行い、作成されたケアプラン等に沿った指定介護予防サービスまたは介護予防・生活支援サービス等の提供を確保し、当該サービス事業者との連絡調整その他の便宜を図り、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とします。

### 2. 相談窓口等

高齢者あんしんセンター神田（以下、「事業者」という。）が提供する介護予防支援等についての相談窓口および連絡先は、本書10頁の事業者欄に記載する事業所です。ご不明な点は、遠慮なくおたずねください。

### 3. 事業者の概要

#### （1）名称等

|             |                               |
|-------------|-------------------------------|
| 事業者名        | 高齢者あんしんセンター神田                 |
| 介護保険指定番号    | 指定介護予防支援事業所（事業所番号 1300100029） |
| 所在地         | 千代田区神田淡路町2丁目8番1号              |
| 電話番号        | 03-5297-2255                  |
| FAX番号       | 03-5297-2256                  |
| 設置者         | 社会福祉法人 多摩同胞会                  |
| 運営者         | 社会福祉法人 多摩同胞会                  |
| サービスを提供する地域 | 千代田区                          |

#### （2）職員体制

|           | 常勤 | 非常勤 | 計  | 業務内容     |
|-----------|----|-----|----|----------|
| 管理者       | 1名 | 0名  | 1名 | 統括等      |
| 保健師等      | 3名 | 0名  | 3名 | ケアプラン作成等 |
| 社会福祉士等    | 1名 | 0名  | 1名 | ケアプラン作成等 |
| 主任介護支援専門員 | 1名 | 0名  | 1名 | ケアプラン作成等 |
| 介護支援専門員   | 1名 | 0名  | 1名 | ケアプラン作成等 |
| その他の職員    | 0名 | 0名  | 0名 | 相談等      |

#### （3）実施日および時間

|         |                                             |
|---------|---------------------------------------------|
| 月曜日～土曜日 | 午前9時00分～午後6時00分<br>ただし年末年始（1月1日～1月3日）を除きます。 |
|---------|---------------------------------------------|

#### 4. 介護予防支援等の委託について

事業者は、ケアプラン作成等業務、利用者宅へ訪問して行う経過観察およびこれらに付随する業務を指定居宅介護支援事業者に委託することができます。この場合は、委託先の事業者名および担当者等を本書でお知らせします。

#### 5. 介護予防支援等の流れと主な業務内容

|                                                                                                               |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1) 重要事項説明書（兼契約書）の説明                                                                                           |
| 介護予防支援等に係る重要事項、契約内容および個人情報の使用に関する同意内容の説明を行い、利用者およびその家族の同意のもとに契約を締結します。                                        |
| 2) 課題分析（アセスメント）                                                                                               |
| 要介護認定調査の結果、主治医意見書および利用者基本情報などをもとに、担当職員が利用者の居宅を訪問し、利用者や家族に面接のうえ、現在の生活状況や心身の状態、介護予防に対する意向等を伺いながら、今後の目標をたてていきます。 |
| 3) ケアプラン原案等の作成                                                                                                |
| アセスメントの結果をもとに、どのような支援が必要か検討し、利用者および家族とともにケアプラン原案等を作成します。                                                      |
| 4) サービス担当者会議の開催                                                                                               |
| 関係する介護予防サービス事業者等の担当者を召集し、ケアプラン原案等について検討します。利用者の希望や心身の状況等を考慮し、介護予防サービスの目標とその達成時期、サービスの種類、内容、利用料金等を決定します。       |
| 5) ケアプラン等の交付                                                                                                  |
| 検討されたケアプラン等の内容について確認、了承いただいたうえでケアプラン等をお渡しします。                                                                 |
| 6) 介護予防サービス等の提供                                                                                               |
| ケアプラン等に位置づけられたサービスが各介護予防サービス事業者等から提供されます（別途、各介護予防サービス事業者等との利用契約が必要です）。                                        |
| 7) 状況の確認（モニタリング）                                                                                              |
| 介護予防サービス利用開始後は、毎月、当該サービスの実施状況を把握し、3ヵ月に1回およびサービスの評価期間が終了する月ならびに利用者の状況に著しい変化があったときには、利用者の居宅を訪問し、利用者面接させていただきます。 |
| 8) 再アセスメント・介護予防サービス計画の再作成                                                                                     |
| 心身状況の変化等、必要性に応じて再アセスメントやケアプラン等の再作成を行います。                                                                      |

## 6. 介護予防支援等の類型

| 類型          | 内容                                                                                                                                                    |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 指定介護予防支援    | 指定介護予防サービスを利用する場合に適用する。<br>※5の業務全てを実施。                                                                                                                |
| 原則型ケアマネジメント | 介護予防・生活支援サービスのうち、予防訪問サービスおよび予防通所サービス等を利用する場合に適用する。<br>※5の業務全てを実施。                                                                                     |
| 簡略型ケアマネジメント | 介護予防・生活支援サービスのうち、自立支援訪問サービス等を利用する場合に適用する。<br>※5の業務うち、サービス担当者会議を必要時のみの開催とし、訪問によるモニタリングを6か月に1回およびサービスの評価期間が終了する月ならびに利用者の状況に著しい変化があった場合に行うなど、業務を簡略化して実施。 |
| 初回型ケアマネジメント | 介護予防・生活支援サービスのうち、住民主体のサービス等を利用する場合に適用する。<br>※5の業務を初回のみ簡略化して実施（介護予防サービス計画の作成、モニタリング等を行わない）。                                                            |

## 7. 利用料金

事業者が提供する介護予防支援等に対する料金規定は【重要事項説明書別表】（6頁）のとおりです（なお、料金は変更する場合がありますので、変更時にはお知らせします）。

## 8. 介護予防支援等の利用方法

### （1）介護予防支援等の開始

- ① 契約を締結した後、介護予防支援等の提供を開始します。
- ② 利用者は、高齢者あんしんセンター神田の介護支援専門員（以下、「ケアマネジャー」という。）に対し、指定介護予防支援の提供の開始に際し、複数の指定介護予防サービス事業者等を紹介するよう求めることができます。
- ③ 事業者は、利用者等に対して、利用者が入院時に担当ケアマネジャーの氏名等を入院先医療機関に提供するよう依頼します。
- ④ 事業者は、利用者が医療系サービスの利用を希望している場合等は、利用者の同意を得て主治の医師等に意見を求めます。また、この意見を求めた主治の医師等に対してケアプランを交付します。
- ⑤ 事業者は、訪問介護事業所等から伝達された、利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際にケアマネジャー自身が把握した利用者の状態等について、ケアマネジャーから主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行います。
- ⑥ 事業者は、障害者が円滑に介護保険サービスを利用できるよう、特定相談支

援事業者との連携に努めます。

## (2) 介護予防支援等の終了

### ① 利用者の都合により介護予防支援等を終了する場合

文書又は口頭でお申し出下されば、いつでも解約できます。

### ② 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても自動的に介護予防支援等を終了します。

ア) 利用者の要介護認定区分が、要介護1～5と認定された場合。

イ) 利用者が死亡もしくは千代田区の介護保険被保険者の資格を喪失した場合。

### ③ その他

利用者またはその家族等が、事業者や事業者の担当職員に対して本契約を継続し難いほどの信頼を損なう行為を行い、その改善が見込めない場合、事業者は文書で通知することにより直ちに介護予防支援等を終了する場合があります。

## 9. 事業者の介護予防支援等の特徴

### (1) 運営の方針

事業者は利用者に対し、千代田区高齢者プランの基本理念である、「その人らしさが尊重され、住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けられるまち千代田」を実現させるため、適切な支援を行なうよう努めます。

① 利用者の心身の状況、その置かれている環境に応じて、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の立場に立って援助を行います。

② 利用者の意思および人格を尊重し、適切な保健医療サービスおよび福祉サービスが総合的かつ効率的に提供されるよう、利用者と共に考えながら、公正中立な立場でサービスを調整します。

### (2) 介護予防支援等の実施

ケアプラン作成等の手法においては、利用者の生活機能の維持・改善を図る観点から、現在の状況や具体的な目標を明らかにし、アセスメントに基づき実施します。

### (3) 研修への参加

介護支援専門員等の担当職員は、実務に係わる研修に参加します。

## 10. 個人情報の保護

事業者は事業者の個人情報保護に関する規定等に基づき、介護予防支援等を提供する上で知り得た利用者およびその家族に関する情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は本契約終了後も同様です。また、事業者の個人情報保護に関する規定等に基づき利用者およびその家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、指定居宅介護支援事業者等に利用者およびその家族の個人情報を提供しません。

## 1 1. 事故発生時の対応

- (1) 利用者に対する介護予防支援等の提供により事故が発生した場合には、速やかに家族および千代田区等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 前項の事故状況および事故に際してとった措置を記録します。
- (3) 利用者に対する介護予防支援等の提供により、事業者の責めに帰すべき事由で利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、その責任の範囲内において、利用者に対してその損害を賠償します。

## 1 2. 介護予防支援等の内容に関する苦情

介護予防支援等または介護予防ケアプランに位置づけた指定介護予防サービス等に関する利用者の要望、苦情等は下記の窓口にて承ります。

|                           | 麹町地区                                    | 神田地区 |
|---------------------------|-----------------------------------------|------|
| (1) 高齢者あんしんセンター神田         |                                         |      |
| 所 在 地                     | 千代田区神田淡路町 2－8－1                         |      |
| 電話番号                      | 0 3－5 2 9 7－2 2 5 5                     |      |
| 受付時間                      | 月～土曜日 9 時 00 分～18 時 00 分（日曜日、年始を除く）     |      |
| (2) 千代田区保健福祉部高齢介護課介護事業指定係 |                                         |      |
| 所 在 地                     | 千代田区九段南 1－2－1                           |      |
| 電話番号                      | 0 3－5 2 1 1－4 3 3 6（直通）                 |      |
| 受付時間                      | 平日 8 時 30 分～17 時 15 分（土・日曜日、祝日、年末年始を除く） |      |
| (3) 東京都国民健康保険団体連合会        |                                         |      |
| 所 管                       | 介護福祉部介護相談指導課（介護相談窓口担当）                  |      |
| 所 在 地                     | 千代田区飯田橋 3－5－1 東京区政会館 1 1 階              |      |
| 電話番号                      | 0 3－6 2 3 8－0 1 7 7                     |      |
| 受付時間                      | 平日 9 時 00 分～17 時 00 分（土・日曜日、祝日、年末年始を除く） |      |

## 【重要事項説明書別表】（令和6年4月1日現在）

### 1. 料 金

介護予防支援等の利用料は、1ヵ月あたりの料金となっています。ただし、法定代理受領により事業者の介護予防支援等に対し介護保険給付等が支払われる場合、利用者の自己負担はございません。

#### <基本利用料>

| 区分            | 業務対象者                     | 金額      |
|---------------|---------------------------|---------|
| ①指定介護予防支援費    | 指定介護予防給付サービスの利用者          | 5,038 円 |
| ②原則型ケアマネジメント費 | 予防訪問サービス・予防通所サービスの利用者     | 5,038 円 |
| ③簡略型ケアマネジメント費 | 上記のサービスを緩和した基準で行うサービスの利用者 | 3,784 円 |
| ④初回型ケアマネジメント費 | その他サービスの利用者               | 2,519 円 |

#### <加 算>

| 区分                    | 内容                               | 金額      |
|-----------------------|----------------------------------|---------|
| 初回加算<br>※上表①②③の区分のみ算定 | 初めて介護予防サービス計画を作成する場合に算定          | 3,420 円 |
| 委託連携加算                | 指定介護予防支援を指定介護支援事業所に委託した場合に初回のみ算定 | 3,420 円 |

### 2. 交通費

千代田区内は無料です。それ以外の地域に介護支援専門員等がお伺いする場合は交通費の実費をいただくことがあります。

### 3. 解約料

利用者は、事業者に対して文書又は口頭で通知することによりいつでも契約を解除することができ、解約料はかかりません。ただし、解約時まで発生した交通費等の実費については、ご清算いただくことがあります。

## 第2部 契約に関すること

---

利用者と高齢者あんしんセンター神田（以下、「事業者」という。）は、事業者が利用者に対して行う、指定介護予防支援および介護予防ケアマネジメント（以下、「介護予防支援等」という。）について、次のとおり契約を締結します。

### （契約の目的）

第1条 事業者は、利用者の委託を受けて、利用者に対して介護保険法令および本書の趣旨に従い、介護予防サービス・支援計画（以下、「ケアプラン」という。）等の作成を支援し、指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう当該サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を提供します。

### （契約期間）

第2条 この契約の契約期間は、契約を締結した日から利用者の要支援認定の有効期間満了日または介護予防・生活支援サービス事業の利用を必要としなくなった日までとします。

2 契約満了日までに、利用者から事業者に対して、文書または口頭による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

### （指定介護予防支援事業所の職員）

第3条 事業者は、介護保険法令に定める職員（以下、「担当職員」という。）を利用者への介護予防支援等の担当者として任命し、その選定または交代を行った場合は、利用者にその氏名を文書で通知します。

### （介護予防支援等の内容）

第4条 事業者が、担当職員に担当させる介護予防支援等の内容は以下のとおりとします。

- （1）課題分析（アセスメント）の実施
- （2）ケアプラン原案等の作成
- （3）サービス担当者会議の開催
- （4）ケアプラン等の交付
- （5）介護予防サービス等の提供
- （6）状況の確認（モニタリング）及び評価の実施
- （7）再アセスメント・介護予防サービス計画の再作成
- （8）介護予防サービス事業者等との連絡調整
- （9）要支援（要介護）認定等の申請にかかる援助
- （10）相談援助業務

### （給付管理）

第5条 事業者は、ケアプラン作成後、指定介護予防サービス事業所等から利用実績



および利用状況の報告を受け、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、東京都国民健康保険団体連合会に提出します。

#### （サービス提供の記録）

第6条 事業者は、介護予防支援等の提供に関する記録（以下、「サービス実施記録」という。）を整備し、これをこの契約完結後2年間保管します。

2 利用者は、事業者の営業時間内に当該事業所にて、利用者に関するサービス実施記録を閲覧ないし複写物の交付を（コピー代：1枚10～20円）受けることができます。ただし、正当な理由がある場合には、理由を明示して、事業者はサービス実施記録の閲覧ないし複写の全部ないし一部を拒否することができます。

3 第8条第1項から第3項の規定により、利用者または事業者が解約を文書で通知し、かつ利用者が希望した場合、事業者は、直近のケアプランおよびその実施状況に関する書面を作成し利用者に交付します。

#### （料金）

第7条 事業者が提供する介護予防支援等に対する料金規定は【重要事項説明書別表】（6頁）のとおりです（なお、料金は変更する場合がありますので、変更時にはお知らせします）。

#### （契約の終了）

第8条 利用者は、事業者に対して文書または口頭で通知することにより、いつでもこの契約を解約することができます。

2 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1月の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

3 事業者は、利用者またはその家族等が事業者や担当職員に対して本契約を継続し難いほど信頼を損なう行為を行った場合、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

4 次の事項に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

（1）利用者の要介護認定区分が、要介護1～5と認定された場合。

（2）利用者が死亡もしくは千代田区の被保険者の資格を喪失した場合。

#### （秘密保持）

第9条 事業者、担当職員および事業者の使用する者は、介護予防支援等を提供する上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を適切に管理し、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

2 利用者およびその家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者およびその家族の個人情報を用いません。

#### （賠償責任）

第10条 事業者は、介護予防支援等の提供にともなって、事業者の責めに帰すべき

事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その責任の範囲内において、その損害を賠償します。

#### **（身分証携行義務）**

第11条 担当職員は、常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者やその家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

#### **（善管注意義務）**

第12条 事業者は、利用者より委託された業務を行うにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもって、公正中立な立場でその業務を遂行します。

#### **（指定居宅介護支援事業者への委託）**

第13条 事業者は、第4条、第5条、第6条、第8条に定める事務の実施を指定居宅介護支援事業者に委託することができます。なお、第12条に規定する秘密保持の扱いについては、委託先の指定居宅介護支援事業者も同様の義務を負うものとします。

2 前項により委託する場合は、その指定居宅介護支援事業者の事業所名、所在地および担当者名等を文書でお知らせします。

#### **（本契約に定めのない事項）**

第14条 利用者と事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。

2 本契約に定めのない事項および本契約事項に疑義が生じた事項については、介護保険法令その他の諸法令の定めるところを遵守し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

#### **（裁判管轄）**

第15条 利用者と事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることをあらかじめ合意します。

本書の内容を証するため、本書2通を作成し、利用者および事業者が署名捺印の上、各1通を保有するものとします。

|    |   |   |   |
|----|---|---|---|
| 令和 | 年 | 月 | 日 |
|----|---|---|---|

事業者は、利用者への介護予防支援等の提供開始にあたり、前記のとおり重要事項および契約内容を説明しました。

【事業者】

|      |                                                  |                                   |              |
|------|--------------------------------------------------|-----------------------------------|--------------|
| 所在地  | 千代田区神田淡路町2丁目8番1号                                 | 電話                                | 03-5297-2255 |
| 事業者名 | 高齢者あんしんセンター神田<br>（事業所番号：1300100029）<br>管理者 比嘉 敦恵 |                                   |              |
| 代表者  | 比嘉 敦恵 印                                          | 説明者<br>(担当職員)<br>業務委託する<br>場合その理由 |              |

○業務委託する場合の委託先の指定居宅介護支援事業所（上記事業所が担当の場合は空欄）

|      |  |               |  |
|------|--|---------------|--|
| 所在地  |  | 電話            |  |
| 事業所名 |  | 説明者<br>(担当職員) |  |

私（本書に記載する「利用者」）は、本書に基づいて事業者（所）の担当職員から介護予防支援等の内容の説明を受け、その内容に同意のうえ介護予防支援等の利用を申し込みます。また、本書が契約書となることについても同意します。

【利用者】

|    |         |
|----|---------|
| 住所 | 東京都千代田区 |
| 氏名 |         |

【利用者家族代表者】

|    |            |
|----|------------|
| 住所 |            |
| 氏名 | 利用者との関係【 】 |

## 介護予防支援等業務における個人情報の使用について

私および私の家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲で使用することに同意します。

記

### 1. 使用する目的

事業者が介護保険法に関する法令に従い、私の介護予防サービス・支援計画の作成等ならびに当該計画等に基づく介護予防サービス等が円滑に提供されるよう実施するサービス担当者会議等において必要な場合。

### 2. 使用に当たっての条件

- (1) 個人情報の提供は、1に記載する目的の範囲内で必要最小限にとどめ、情報提供の際には関係者への守秘義務を徹底するとともに適切に管理し、関係者以外には決して漏れることの無いよう細心の注意を払います。
- (2) 事業者は、個人情報を使用した会議、相手、内容等について記録します。

### 3. 個人情報の内容

- (1) 氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況等、事業者が使用する帳票（アセスメント表等）に基づく介護予防支援等を行うために最低限必要な利用者や家族個人に関する情報
- (2) 要介護認定等に関する情報（認定調査票の基本調査項目および特記事項、主治医意見書、介護認定審査会の判定結果の意見、基本チェックリストの結果等）
- (3) その他、利用者個人および家族に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別され得る情報

### 4. 使用する期間

介護予防支援等契約に基づく契約期間とします。

|    |   |   |   |
|----|---|---|---|
| 令和 | 年 | 月 | 日 |
|----|---|---|---|

高齢者あんしんセンター神田 管理者あて

#### 【利用者】

|    |         |
|----|---------|
| 住所 | 東京都千代田区 |
| 氏名 |         |

#### 【利用者家族代表者】

|    |  |
|----|--|
| 住所 |  |
| 氏名 |  |